

鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位論文審査等に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日
理工学研究科長裁定

鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規(平成 16 年理工学研究科長裁定。以下「内規」という。)第 16 条の規定に基づき、次のとおり申合せ。

1. 内規第 3 条第 1 項各号に掲げる(以下「早期修了」という。)者の推薦にあたって、主指導教員及び副指導教員全員の同意を必要とする。予備審査の開始の可否については、理工学研究科運営会議(又は研究科代議員会)で十分審議の上決定し、研究科教授会で承認を得なければならない。
2. 内規第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者で退学後 1 年以内に学位申請し、審査に合格した者は、本研究科の課程博士として扱う。また、退学後 3 年以内に学位申請した者については課程博士と同等の審査を実施するものとする。
3. 課程博士の学位を受けようとする者(以下、「課程博士申請者」という。)は、以下の 1)、2)のうち少なくとも 1 つを満たすものとする。ただし、早期修了を希望する者は、3)を満たすものとする。
 - 1) 論文に直接関係のある学術論文(以下、「主論文」という。)における分類(a)、(b)、(c)に該当する論文を 1 篇以上有し、かつ、そのうち少なくとも 1 篇は課程博士申請者が第 1 著者であること。
 - 2) 主論文における分類(a)、(b)、(c)の論文を 2 篇以上有すること。ただし、2 篇のうち 1 篇に限っては、主論文の分類(d)のうち、国際会議の proceedings に課程博士申請者が第 1 著者として掲載された論文で、かつ、論文審査委員会及び学位判定委員会が優れていると認めた論文で代えることができる。
 - 3) 主論文における分類(a)(full paper で発表し、proceedings は含まない。)に第 1 著者として掲載又は掲載予定として受理されたものを、予備審査委員会を設置する時点で 2 篇以上有すること。ただし、2 篇のうち 1 篇に限っては、主論文における分類(b)又は(c)の論文で代えることができる。
 - (2) 前号にいう論文とは、博士課程入学後に掲載決定された論文であり、かつ、前号の条件は、学位判定委員会を開催する時点までに満たさなければならないものとする。ただし、2. に該当する者の前号の条件は、予備審査委員会を設置する時点までに満たさなければならないものとする。
 - (3) 第 1 号に規定する論文の分類は、次のとおりとする。
 - (a) 審査付きの学会誌又はこれに準ずる学術雑誌に発表した原著論文
 - (b) 審査付きの学会誌又はこれに準ずる学術雑誌に発表した Letter 等
 - (c) full paper で審議される国際会議の proceedings に掲載された原著論文
 - (d) 上記以外の論文
 - (4) 主論文が共著の場合は、次の要件を満たすものとする。
 - (a) 課程博士申請者以外の共著者全員が、過去及び将来において、いかなる学位申請の主論文として使用しないものであること。
 - (b) 課程博士申請者の学位申請の主論文として使用することについて、共著者全員の承諾

を得ていること。

(5) 第1号は課程博士の満たすべき要件のひとつであって、博士の学位は、論文審査委員会及び学位判定委員会が厳正な審査に基づき主体性をもって授与するものである。

4. 論文博士の学位を受けようとする者（以下、「論文博士申請者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- 1) 予備審査委員会を構成する時点で、学位論文と関連する論文として審査付きの学会誌又はこれに準ずる学術雑誌に発表した学術論文（共著を含む。）を原則として5篇以上（3.の(3)の(a)に限る。）有し、かつ、そのうちの少なくとも1篇は、論文博士申請者が第1著者であること。
- 2) 共著論文の扱いは、3.の(4)と同様とする。

5. 予備審査の議決は、審査委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。

6. 本審査を3名で実施する場合、主査が審査の過程で必要と認めたときには、さらに1名を審査員として加えることができる。

7. 内規第11条第4項の学力の確認のうち、外国語は母国語以外の1か国語を課し、筆記試験で行う。

8. 学位授与の日付けは、次のとおりとする。

- 1) 課程博士については、9月及び3月の各修了式の日
- 2) 6月及び12月の指定した期日までに論文を提出し、単位修得後退学となり、その後審査に合格した者については、学長決裁の日
- 3) 単位修得し退学後、1年以内に学位申請した者については、学長決裁の日
- 4) 論文博士については、学長決裁の日

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成20年7月16日から実施する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年1月20日から実施する。

附 則

この申合せは、平成26年2月19日から実施する。